

国立大学法人九州工業大学監事監査規程

平成16年9月15日
九工大規程第55号

改正 平成22年9月21日九工大規程第30号
平成27年2月4日九工大規程第3号

国立大学法人九州工業大学監事監査規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第11条第4項から同条第9項及び第11条の2の規定に基づき、監事が行う国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）の業務監査（以下「監査」という。）について定め、本学の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(監査の範囲)

第2条 監事は、本学の業務全般について監査し、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、本学が法人法又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

(監査の的確性)

第3条 監事は、関係諸法令及び諸規程に基づき、的確かつ効率的な監査の実施に努めなければならない。

(監査の対象)

第4条 監事は、関係諸法令及び諸規程に基づき、次の各号に掲げる事項について監査を行う。

- (1) 関係諸法令及び諸規程並びに本学業務方法書等に基づく実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織及び制度全般の運営状況
- (4) 経営及び業務の効率化の状況
- (5) 予算、収支計画及び資金計画の実施状況
- (6) 事業報告書、決算報告書及び財務諸表に関する事項
- (7) 資産の管理に関する事項
- (8) 人事管理及び労務管理の状況
- (9) 賞罰の実施状況
- (10) 安全管理及び危機管理の状況
- (11) 業務運営における透明性の確保の状況
- (12) その他監査の目的を達するために必要な事項

(監査の方法)

第5条 監査は、書面監査及び実地監査その他監事が適当と認める方法により行う。

(監査の区分)

第6条 監事は、次の各号に掲げる区分により監査を行う。

- (1) 定期監査
 - (2) 臨時監査
- 2 定期監査においては、1事業年度ごとに決算終了後、当該事業年度における事業報告書、決算報告書及び財務諸表等について監査を行うものとする。
- 3 監事は、前項のほか、監査を行う必要があると認めるときは、適宜臨時監査を行うものとする。

(監査計画)

第7条 監事は、毎事業年度初めに当該年度に係る監査計画を作成し、速やかに学長に提出するものとする。ただし、臨時監査を行う場合は、その都度、監査項目、実施時期、監査方法等について、文書により学長に通知するものとする。

(監査の実施)

第8条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ、監査を実施する部署の責任者に必要な事項を通知するものとする。

2 監事は、本学の業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係諸法令に基づき、適正に監査を実施しなければならない。

(監査結果の報告)

第9条 監事は、監査終了後、監査の結果に基づく監査結果報告書を作成し、速やかに学長に提出するものとする。

2 監事は、監査の結果に基づき、改善を要する事項があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

3 監事は、前項の規定により文部科学大臣に意見を提出するときは、あらかじめ学長にその旨を報告するものとする。

4 監事は、業務運営、業務執行及び会計処理上改善を要すると認められる事項のうち軽微なものについては、第2項の規定にかかわらず、部局等の長に口頭で伝達し、その改善措置について指示することができる。

5 監事は、役員(監事を除く。)が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(意見に基づく措置)

第10条 学長は、前条第2項の規定による監事の意見に基づき、当該事項について部局等の長に命じて、遅滞なくその改善方針を作成させなければならない。

2 学長は、前項の改善方針を作成したときは、その措置及び結果について、文書により監事に通知するものとする。

(監査を行う職員)

第11条 監事は、その職務を執行するため、学長の承認を得て本学の職員に監査に関する事務を行わせることができる。

2 監事及び前項に基づき監査に関する事務に従事する職員(以下「監事等」という。)は、業務上知り得た事項を正当な事由なくして他に漏らしてはならない。

(監査への協力)

第12条 監査を受ける関係者(役員を含む。)は、監事等の求めに応じ、監査に立ち会い、必要な資料又は物件等を提示し、説明及び報告を行い、監査の円滑な遂行に協力しなければならない。

(重要な会議への出席)

第13条 監事は、本学の業務運営に関する重要な会議に出席して意見を述べることができる。

(会計監査人の選任に関する同意)

第14条 学長が文部科学大臣に会計監査人の選任を求める際には、監事の同意を得なければならない。

(会計監査人による監査との関連)

第15条 会計監査人は、会計監査を行った際には、その結果を監事に報告するものとする。

(監事への回付文書等)

第16条 次の各号に掲げる文書等は、監事に回付し、又は報告するものとする。

- (1) 業務方法書
- (2) 学則、規則、規程、細則、要項等の制定及び改廃に関する文書
- (3) 官公署に対する許認可等の申請に関する文書
- (4) 事業計画及び予算に関する文書
- (5) 重要な契約に関する文書

- (6) 資金管理に関する文書
 - (7) 重要な資産の取得及び処分に関する文書
 - (8) 訴訟に関する文書
 - (9) 事故に関する文書
 - (10) その他業務の執行上重要な事項に関する文書
- 2 次の各号に掲げる文書を受理したときは、監事に回付しなければならない。

- (1) 官公署からの許認可に関する文書
- (2) 文部科学大臣からの命令及び通達に関する文書
- (3) 行政機関から受けた重要な通達等の文書
- (4) その他業務の運営に関する重要な報告、閲覧等の文書
(役員の報告義務)

第17条 役員（監事を除く。）は、本学に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

（雑則）

第18条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、学長と協議のうえ監事が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。